明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一四）　一
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**七）　四
○火薬類運送規則の一部を改正する省令（**国土交通**三）　四三
〔告　示〕
○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（**総務**三一）　四四
○令和五年度技能検定実施計画を定める件（**厚生労働**三三）　四五
○令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を改正する件（**国土交通**一〇八）　四五
〔官庁報告〕
官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　四五
〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責関係　四六
**特殊法人等**
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　八二
**地方公共団体**
行旅死亡人関係　八二
**会社その他**
**会社決算公告**　八三

## 府令

**○内閣府令第十四号**

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄